

# 関西 労災職業病

関西労働者安全センター

1998.12.10発行〈通巻第278号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ほんらいビル602  
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
e-mail: koshc@osk2.3web.ne.jp



- アスベスト全面禁止を11/10大阪集会開かれる……………2
- 【報 告】アスベスト禁止に向かうイギリス・ヨーロッパ……………3
- ミック・ホルダー氏(ロンドンハザードセンター)
- 石綿禁止をめぐる国際状況と日本……………16
- ダイオキシンのお話 その5……………22
- 前線から(ニュース)……………25
- 東海技研労災解雇事件、地労委審問が結審 ユニオンひごろ・大  
    阪／5年目の労災請求一骨髄炎から左足大腿切断・豊中／全地域協  
    で地域安全衛生講座など 連合大阪・大阪
- 1998年年末一時金カンパへのご協力のお願ひ……………29

10、11月の新聞記事から／30  
表紙／アスベスト全面禁止を求める大阪集会(11/10)

'98  
11・12

# アスベスト 全面禁止を！

## 11/10 大阪集会開かれる

肺がん、悪性中皮腫（注1）、石綿肺（注2）などの健康被害をもたらす発ガン物質アスベスト（石綿）。世界の各国で製造、使用禁止の動きが広がる中で、日本は未だに年間20万トン近くのアスベストを輸入し、消費し続けている。かつて80万トンを消費した米国が政府による規制強化で今は3万トンまで減少させているのと対照的である。

その主な理由は、日本がアスベストの中でも主要な種類の「クリソタイル」（白石綿）について未だ禁止措置をとっていないことによる。関西労働者安全センターも参加している石綿対策全国連絡会議（以下、全国連）などによって全面禁止を求める運動が続けられてきているが、政府はなかなか禁止に踏み切ろうとしていない。

大量消費されるアスベストの9割はアスベストスレートなどの建材に使われ、そのほかにもブレーキライニングなどにも使われている。アスベスト代替製品が出そろった今日、こんなたくさんアスベストを使わなければな

らない理由は、ない。安全センターが労災補償による救済を手助けした人は「がん」でお亡くなりになった人ばかりだ。肺がんのFさん、Sさん、悪性中皮腫のOさん……。未来の同様な被害を防ぐ手段が目の前にあるのに、先延ばしにしたり、言い訳するのはもうやめるべきだというのが我々の主張である。

### ミック来たる

日本ではあまり報道されないのほとんどの人が知らないが、海外ではアスベスト禁止に踏み切る国が着々と増えている。その中でクリソタイルを含むアスベスト禁止を求める運動が苦闘の末に今まさに勝利しつつあるのがイギリスである。

その経験に学びぶため、全国連はイギリスから活動家を招いて東京、大阪、広島で小さいけれども重要な集会を開いた。大阪は関西労働者安全センターが担当し、11月10日夜、エル大阪で「アスベスト全面禁止を求め

る大阪集会」を開催し、80名が参加した。来日したのは、ロンドンハザードセンターで闘うミック・ホルダー氏、190センチ超の大男である。通訳を介して1時間30分の熱

弁、その報告、長いけれども是非ご一読いただきたい。

## アスベスト禁止に向かうイギリス・ヨーロッパ

### ミック・ホルダー (ロンドンハザードセンター)

今晚は。私はミック・ホルダーと申します。私はイギリスでアスベスト反対運動にかかわっておりまして、今日ここで皆さんにお話しする機会をいただきました。

労働組合や安全活動家、アスベスト疾患の被災者たちと一緒に、イギリス、そしてヨーロッパ連合(EU)全体におけるアスベスト輸入禁止を今まさに獲得しようとしているところです。

私たちはまたヨーロッパ以外での禁止キャンペーンを支援しており、石綿対策全国連絡会議(BANJAN: Ban Asbestos Network Japan)の活動をお手伝いすることはとてもうれしく、日本に招待していただいたことを感謝しています。

BANJANの方からキラードスト(Killer Dust: 殺人粉じん)に反対するキャンペーンについて、何か助言をという依頼がありました。私は日本についてはわずかな知識があるだけで、今回の滞在でたくさんのことを学べるだろうと思っています。ですから、今日私がお話しすることが直接のお答えになるかどうか自信はないのですが、少なくともイギリスでの私たちのキャンペーンについてお話しすることはでき、その中のいくら

かが皆さんのお役に立てればと思っています。

### 殺された義弟と3人の友人

私たちは何年もの間、職場での死亡問題についてキャンペーンを行ってきました。最初のうちは、いわゆる労災事故による死亡者に焦点を当てていましたが、アスベスト疾患による死亡労働者数についての政府の統計に危機感を抱くようになって、方向を修正することになりました。当時、アスベストの問題というのはまだまだ遠い存在でした。私たちは、被災者の遺族たち、死の宣告を受けて生活している被災者たちと一緒に活動を進めてきました。私たちのキャンペーンは、建設現場から労働組合の会議の場へ、裁判所から議会へと進んできました。こうしたキャンペーンが行われる前は、使用者が不注意による労働者の死亡に対して禁固刑を受けることはありませんでしたが、ここ数年多くの使用者が禁固刑になっています。

本題に入る前に、私の経歴について少々話させていただきます。私はいろいろな産業で

働いてきたのですが、長い間建築の大工をしていました。労働組合の代表として健康と安全について積極的に取り組むようになりました。私は現在ロンドンハザードセンターで働いています。これは独立したアドバイスターで、ロンドンの人々に、職場、地域における健康と安全についてのアドバイスを提供しています。また私は、デモントフォルト大学の客員研究員でもあります。

私自身、大工をしていた義理の弟を32歳の時に中皮腫で亡くしました。ここ数年で3人の友人も亡くしました。イギリスの反アスベスト活動家の中でも中心的存在のひとりであったディック・ジャクソンは、以前保温工の仕事をしていたときのアスベスト曝露のために早く亡くなりました。ジム・フランクリンは、1975年にロンドンのある建設プロジェクトにおけるアスベストに反対するストライキを指導し、組合活動家であり安全活動家でしたが、アスベスト曝露のために亡くなりました。ボブ・ゴードンは、組合代表で安全活動家でしたが、中皮腫で亡くなりました。

こうしたことが私の反アスベスト感情の原因になっていることは認めざるをえません。私はこの毒物の国際取引の中止とアスベスト労働者に対する最善の防護対策を望んでいるのです。

## 2025年までに15万人のアスベスト死

イギリスの統計に現われるアスベスト疾患による死亡者数は衝撃的なものです。政府は中皮腫による死亡の登録記録をもっており、現在毎年1,100人が中皮腫によって死亡して

います。過去の労働者の死亡パターンに関する疫学的研究から、中皮腫による死亡1人につきアスベスト曝露による肺がんの死亡が2人あると予想することができます。したがって、実際には、イギリスでは年間少なくとも3,300人のアスベストに関連した死亡者がいるということになります。

21世紀の最初の四半世紀には、中皮腫による死亡者数は年間3,000人から3,500人にまで増加するものと予測されています。ですから実際には、アスベストによる死亡者数は年間10,000人ということになります。アスベスト疾患により死亡する被災者の総数は、公式見解として、2025年までに15万人と推定されています。21世紀のはじめには、毎日、少なくとも30人がアスベスト関連疾患で死亡するだろうということです。

最もリスクの高いグループは、建設労働者です。建設業で働いていて、40歳以上であれば、アスベスト疾患によって死亡する確率は10分の1です。最新の研究によれば、今後20年間、少なくとも毎日平均17人の建設労働者が死亡すると推定されています。

ここで忘れてはならないのは、かつてアスベスト産業で働いていた人たちが、すでに何千名もアスベスト疾患で亡くなっているということです。それは、原料として輸入された繊維を扱った港湾労働者やガスマスクにアスベストを詰める作業をした女性労働者などです。工場の近くに住んでいたとか、子供の時に粉じんが舞う道路で遊んでいたという人たちも、アスベスト曝露によって死亡しています。

## 今も5000トンを入力

今世紀のはじめ以来、600万トンのアスベストがイギリスに輸入されてきました。ピークの1973年には約19万5千トンが輸入され、その多くが公共住宅建設に使用されました。輸入量は1984年には4万トンに、さらに1989年には2万5千トンにまで落ちてきています。クロシドライト（青石綿）とアモサイト（茶石綿）は1970年以来漸次制限され、現在ではヨーロッパ連合（EU）およびイギリスで法律によって禁止されています。しかし、いまなお、毎年5千トンのクリソタイル（白石綿）がイギリスに輸入されています。

吹き付け材は、主にアモサイトでしたが、これは結露防止、防音、構造用鉄骨の防火に用いられました。吹き付けは業界側が中止するようになり、1983年になって法律によって禁止されました。吹き付けが中止になったのは、接着剤がうまく働かなかったということもありますが、アスベストは本当は危険な物質だという声が大きくなり、吹き付け作業が大量の繊維を無制限に空気中に飛散する危険なものであるということが明らかになってきたためです。

被覆材は、アスベスト・パイプ、スラブ、ロープ、テープ、紙、キルト、フェルトなどです。被覆材のアスベスト含有量は製品によって異なりますが、100%のものから、85%の炭酸マグネシウムと15%のアスベストを混合したものまでさまざまです。

成形済み断熱材、パイプ、スラブ用に、アモサイトが1960年代終わりまで使用されて

いました。1950年代終わりから1970年代のはじめまでアモサイトは使われたわけですが、1960年代なかばから人造鉱物繊維の断熱材が取って代わるようになりました。

断熱板は、16-40%のアスベストを含有し、1950年代に開発され、1970年代なかばにアスベスト代替品に代わるまで使用されていました。アモサイトが、これに使用される主なものでしたが、しばしば混合されて使われていました。1960-70年代に、多くの壁板が集合住宅や事務所などで使用されました。

アスベスト・セメント製品は、10-15%のアスベストが含まれており、3種類全部（のアスベスト）が使われています。クロシドライトは1950年から1969年まで、アモサイトは1945年から1970年代終わりまで、そしてクリソタイルは現在もなお使われています。技術上、品質についてあまり厳しく問われなかった製品、とくにアスベスト・セメント建材は、その製造過程から主要な3種類のアスベストのうちのいずれかは含んでいたと思われる。

現在イギリスにおいては、クリソタイルのほとんどは、屋根瓦、アスベスト・セメント、ブレーキライニングに使われますが、これらの代替品はすでに人手可能となっています。つまりイギリスでは、主にセメントおよび摩擦材として、わずかなアスベスト製品があるということになります。

## 規制遅れで大きなツケ

アスベスト製品は何世紀にもわたって使われ、そのぶん健康への危険性も知られるよう



ミック・ホルダー氏

になってきました。紀元1世紀、ローマの作家プリニウスの記述のなかにも、アスベスト鉱山で働く奴隷たちが肺病によって若くして死ぬとあります。

アスベストの危険性が公式に認められたのは1899年になってからのことで、このとき、イギリス政府の工場監督官はアスベストの「邪悪さ」について書いています。

1930年、メレウエザーとプライスがイギリスのアスベスト労働者の中で肺病が流行していることを確認しています。これがきっかけとなって、イギリス政府は1933年に最初のアスベスト安全法を導入しました。この法律で起訴となったのは2件だけで、うち1件は長期間にわたる法の不履行ということで、結局1964年にわずか170ポンド(34,000円)の罰金ですんでいます。

1955年、アスベストが肺がんを引き起こすという明白な証拠が示されました。

1970年、新しいアスベスト安全法が制定されましたが、1977年の罰金の平均額は182ポンド(約36,400円)、起訴は84件にとどまっています。1980年代にも、新しいアスベスト法が導入されています。

1997年に、環境局(EA: Environmental Agency、イギリスの環境ポリス)は、345件を起訴しました。そのなかにはアスベストの不法廃棄が含まれ、罰金の平均額は1,813ポンド(約362,600円)でした。1996-97年に、安全衛生局(HSE: Health and Safety Executive、イギリスの労働安全ポリス)は、労働現場のアスベスト安全事件を44件起訴し、罰金の平均額は1,180ポンド(約236,000円)でした。

イギリスのアスベスト安全規制の哲学には本質的な欠陥があります。それは、アスベストの危険性についての誤った情報や虚偽の報告によるものです。歴史的に言えば、最初は「クロシドライトは危険だが他のアスベストは安全だ」とされ、次に「クロシドライトとアモサイトが殺人者で、クリソタイルは安全という新しい証拠がみつかった」とされ、最後に「すべてが殺人者である」と不承不承言われるようになったのです。

この毒物を使用しつづけるために、他にも様々な理屈が用いられてきました。

例えば「大量のアスベストに曝露してはじめて病気になるのだから、危険なのは製造現場の労働者だけである」とか「アスベストを使って建設にたずさわる建設労働者が危険にさらされるだけで、補修労働者は問題がない」といった類いです。しかし、現在イギリス政府は補修労働者こそ最もリスクがあると

言っているのです。他にも「アスベスト・セメント製品ではアスベストは「密封」されているから大丈夫」という論理もいまだに使われています。反証が十分あるにもかかわらずです。

アスベスト法はまた、費用対効果分析（コスト・ベネフィット・アナリシス）システムに基づいて制定されていますが、このシステムは、安全でない曝露基準を設定することによって労働者が殺されるのを認めています。前述した1933年の規則が設定した「安全」基準は、労働者3人のうち1人が曝露後15-19年してアスベスト疾患にかかることを許容した数値です。

証拠が何年もたってから発見されたということは、業界が嘘をつき、事実の半分しか語らず、公に認められているよりはるかに大きなリスクに労働者がさらされているという証拠を隠したことを物語っています。企業がこのようなことをしなければ、何千人もの労働者が死ななくてすんだのです。

今世紀の間ずっとアスベストの安全性についての疑いがあったにもかかわらず、政府は労働者保護のために予防策をとるどころか、疑わしい点を雇用者側に有利に解釈してきました。その結果が現在の労働者死亡数なのです。

## 政府の安全サボタージュ

さて、3種類のアスベストのすべてが、石綿肺、中皮腫、肺がんを引き起こし、すべてのアスベストについてそれ以下ならばリスクを生じないという閾値は知られていないとい

うことを、ようやく私たちの政府、ヨーロッパ連合（EU）、世界保健機関（WHO）その他多くの機関が認めるようになりました。しかし、イギリス政府の見解について言うと、悲しいことですが、本当にばかげたものです。私たちの安全法は、いまだに安全とは言えない曝露基準に基づいて設定されているのです。安全法を執行するには大きな困難があります。イギリスの執行機関である安全衛生局（HSE）は過去10年ぐらい大幅な予算削減を強いられています。作業現場を訪れる監督官の数が減少し、前政府が、信用は失ったとは言え大衆受けする規制緩和を押しとおしたことで、それでなくても強制力の乏しい体制はさらに弱まっています。

安全規則とくに殺人アスベストを管理する規則の廃止を正当化することは政府にとって難しいようでしたが、それでも正当化しようとしていました。そこで、労働組合と安全活動家たちが抵抗して、政府が私たちの安全法の基本的精神を変えようとするのをくい止めたのです。これに対して政府は戦略を変え、違った方向から目的を達成しようとしてきました。つまり執行機関の人員削減、すでに弱まっている執行政策を攻撃してきたのです。

建設産業自体はというと、解体工事やアスベスト除去工事が、犯罪も関係してきて、最も骨の折れる産業と言われ、ひどい状態におかれています。安全監督官の監視もなく、罰金額は法違反に対する抑止力にならないほど安く、業界は「開拓時代のアメリカ西部」のようだと言われるほどです。

## 政府の攻撃と労働組合の取り組み

地域、国家レベル双方におけるアスベスト問題に関する労働組合の取り組みは、これまで孤立したもので、職を失うことにもつながりかねない厳しい雇用問題に向き合わなければなりません。悲しいことに、労働組合運動のなかで見解が変わってきた理由は、アスベスト産業のどの部署で働いても人々が死んでいくということでした。

1975年、ロンドン市内の大規模な城門建設現場前で、550人の建設労働者がアスベスト使用の中止を要求してストライキに突入しました。1977年には、イーストロンドンの建設労働者がグレーターロンドン市議会の建設現場で、アスベストを使わないとの確約を求めてストライキを行いました。職場代表委員(ショップスチュワード)として、私は、週末以降も対策が不十分なままアスベスト撤去作業が続けられていた学校の中に、教師と生徒が入るのをやめさせ、除染されるまでの1週間学校は閉鎖されました。

1985年に政府が鉱山労働組合を弾圧したのに続いて、労働組合を攻撃し続けたことでイギリスにおける労働組合運動には衰退がみられました。1960年代には労働人口の70%以上だった労働組合員数が、現在では30%以下にまで落ちています。1985年の鉱山労働組合に対する政府の攻撃以来、反労働組合法が制定され、労働組合攻撃が引き続いたため、労働現場の戦闘力はあまりみられなくなりました。とはいえ、闘志は少しずつ増強されているようで、最近の調査によると、公式労使争

議の10%および非公式労使争議の15%は安全衛生に関するものであるといえます。

雇用形態が変わり、脱税策をえさにして建設労働者に「自営業者」化が勧められていることから、団結した行動はさらに難しくなってきました。労働組合活動家はブラックリストに載り、安全問題で苦情を申し立てた労働者はこれまでも解雇されてきたし、いまでも解雇されています。民間企業での労働組合員数は非常に少なくなっています。

しかし、各労働組合そして労働組合会議(TUC: Trade Union Congress、イギリスのナショナルセンター)は、イギリスへのアスベスト輸入は中止されるべきであり、アスベストを取り扱う人々には最善の防護措置が与えられるべきだということでは一致していません。

## 盛り上がってきた住民運動

積極的なキャンペーンや闘志が、アスベストが使用されている建物、とくに公共住宅の住民の中でも盛り上がっています。不承不承であったとしてもアスベスト労働者に対する危険性についての公式見解が変わってきたため、1960年代から70年代に建てられた公共集団住宅の住民たちが、自分たちの家に使用されている大量のアスベストの安全性に疑問をもちはじめたのです。しかし政府は、建設補修の職業としての作業と住民が日常的に行っている飾り付けとか模様替えなどの日曜大工の作業とを関連づけることを頑として認めず、アスベストに接触したのは自分の家だけという住民のアスベスト疾患の事例はごく限



られていると主張しているのです。

## 被災者と家族自身による取り組み

アスベスト疾患の被災者とその家族たちは、イギリスにおいて古くから支援組織をつくってきました。国と雇用者がアスベスト労働者やその家族に及ぼした被害の防止対策と補償を怠ってきたため、立ち上がったのです。家族と同僚たちは、数千人の愛する人あるいは仲間を失う苦痛を味わわなければなりません。この苦痛はわずかな費用あるいは一銭も使わずに避けることができたのです。

1960年代終わりに、まずグラスゴーで、そしてハルで、支援グループが労働組合の中からできました。当時、造船業で働いてきた保温工や他の職種の労働者たちに多数のアスベスト疾患死が出はじめていたのです。グラスゴーの造船所の労働組合が事態の重大性に気づき、アスベスト作業を拒絶、事実上アスベスト作業を禁止に追い込みました。

ほかにも様々な部門で支援グループがつけられてきました。なかには軍隊出身者を支援する英国軍人会を通じて組織されたものもあります。これらのグループは全国組織をつくって、24時間相談を受け付けるホットラインをはじめました。

こうしたグループは、自ら「専門家」になっていった労働者やその家族、友人たちなどで運営されているもので、医学専門家によるものではありません。彼らはそれまでの経験から、概して、とくに医者、科学者、弁護士、政府役人、議員などに対して用心深くなって

います。これらの人々は経営側や政府の立場に偏っているとみられており、彼らの仕事は補償や社会保障給付の支払いを制限するために用いられるばかりで、病気に苦しみ死んでいく人たちの利益のためには働いていないからです。

キャンペーンの主要なテーマは、被災者が速やかに経済的援助を受けられるような、より確実で高い補償制度を政府が確立することです。現在のシステムではとても難しく、一般に病気が重くなってやっと社会保障給付が受けられるようになっていきます。そこで支援グループでは、給付を受けるための診断基準を緩和する運動をしています。例えば、胸膜肥厚では、両方の肺に所見があり、かつ、片肺について少なくとも50%の範囲におよんでいる場合にのみ給付が受けられ、それ以下だと全く受けられません(注: 日本では胸膜肥厚自体が補償の対象になっていません)。

現在問題になっていることのひとつは、中皮腫の被災者が腫瘍周辺からでた過剰の体液(腹水等)を抽出するべきかどうかということです。体液を排出しない人の方がする人よりも長く生存するようにみえるからです。同様に、生検(バイオプシー)をしない人のほうがする人よりも長く生存する傾向がみられます。支援グループによる働きかけの直接の結果として、この問題に関する全国的な議論が起こっています。

しかしまだ、支援グループのことを知らないため、弁護士や社会福祉サービスに頼って大変な苦勞をしなければならぬ被災者やその家族がたくさんいます。

## 被災者への迅速・十分な補償を

仕事に関連した病気で死亡した可能性がある」と疑われた場合、死亡原因を確認するために検死が行われます。これは裁判ではなく、死因を見極める調査です。実際のところ、雇用者や彼ら側の弁護士、医学証人たちは、検死を、被災者の業務と病気を関係づけないようにするため、そして、民事賠償訴訟で被災者の家族が勝訴するのに有利にならないように使おうと努力しています。

検死における大きな論点は、検視官（検死における「裁判官」）が、死亡者の肺からとったサンプル中でカウントされた繊維数から、どのへんで判断を下すかということです。もし、カウントされた繊維数が、その検死官が平均値とみなす数値以下であったとしたら、たとえその被災者がアスベスト産業で働いていたとしても、アスベストが原因の死亡とは記録されません。繊維数をカウントするうえでの分析基準というものがありませんし、「平均値」といっても恣意的なものです。支援グループはこの慣例をやめさせ、検視官の判定はもっと職業歴に基づいて行われるべきであると要求しています。

検死によって職業病による死亡と判定されたとしても、それがただちに補償につながるわけではありませんが、助けにはなります。被災者が生存中に提起された民事賠償請求に対して、雇用者側の弁護士がとる大変卑劣なやり方があります。それは、可能な限り時間稼ぎをしたり決定を遅らせたりして、被災者が死ぬのを待つことです。被災者が死亡した

後の賠償額は、通常生存中よりもかなり低くすすむからです。

雇用者側の保険業者から支払われる補償額は低いということ知られています。最近の例では、アスベスト関連疾患で労働が不能という55歳の男性のケースで、1万2千ポンド（約240万円）という決定がありました。もっと高い金額が支払われることもありますが、それはまれなことで、致命的なアスベスト疾患でも通常7万ポンド（約1,400万円）を超えることはありません。

## 安全衛生キャンペーン・グループ

イギリスには中心的なキャンペーン・グループが3つあります。「ハザードキャンペーン」は、安全専門家、労働組合活動家、被災者支援組織、その他による独立した、ゆるやかなネットワークです。1970年代から積極的に変革のためのキャンペーンを行ってきており、ヨーロッパ・ワークハザード・ネットワークを結成しています。

1980年代に、建設業の労働組合活動家たちは、組合員が減少し、建設業における労働組合の取り組みが衰退していくなか、身近な現場が危険な状態にさらされ、仲間の労働者がどんどん殺されていく現実と直面しました。建設労働者を死亡させた場合の罰金の平均額は400ポンド（約8万円）以下で、雇用者が禁固刑になることはありませんでした。

こういった状態に対する怒りが、「建設安全キャンペーン（CSC：Construction Safety Campaign）」の設立へとつながりました。異なる労働組合から集まった一般組合員たちで

## CONSTRUCTION SAFETY CAMPAIGN



KEEP DEATH OFF BUILDING SITES

変革を推進しようとする人々の独立したグループです。彼らは、労働者が死亡し抗議の出ている建設現場に出かけて行って、死亡状況を調査し、抗議行動を行い、雇用者を告発すべき事実があれば、少なくとも禁固刑の判決を要求しました。1994年に、ついにこの活動が実を結びました。屋外レジャーセンターの管理者が4人の10代の若者を死亡させたとして、3年の禁固刑を言い渡されたのです。

キャンペーンのなかで建設安全キャンペーン (CSC) は、仕事中に亡くなった人の遺族たちと出会います。そのなかから「正義を求める遺族グループ」という彼ら自身のキャンペーングループが生まれました。これは、ハ

ザーズキャンペーンの援助と建設安全キャンペーン (CSC) と遺族たちの共同作業によるものですが、イギリスにおける最良の安全キャンペーンになるかもしれないと思っています。根気強いキャンペーンの甲斐あって、雇用者たちが禁固刑となってきました。とはいえ、企業の労働災害発生率と労働衛生の状況はまだまだ情けないものです。

### 20年前の指摘が現実

1979年、安全活動家のアラン・ダルトン (現 TGWU (運輸一般労働組合) 安全衛生全国コーディネーター) が、『アスベスト キラーダストー労働者/住民のためのガイド: アスベストと代替物の危険と

いかに戦うか』という本を書きました。アランと雑誌「ハザーズ」は告訴され、破産を余儀なくされました。殺人アスベストが著しく過小評価されていると、アランたちは言っています。アランの方が正しかったのです。状況はそれ以来ほとんど変わっていません。この本は、今日でも通用します。

1982年に、当時オックスフォード大学にいたりチャード・ピートは、政府論文を発表しました。このなかで、今後30年間にアスベストが誘発する疾患によって総計5万人が死亡すると予測しています。被災者支援組織 SPAID のナンシー・タイトと GMB (一般・自治体・ボイラー製造) 労働組合の安全担当で安

全活動家のテープ・ジーらは、死亡者数の見積りが少なすぎると批判しました。ナンシー・タイトたちは、ピートの論文では重要な労働者集団が無視されており、それは建設業の補修労働者であると指摘したのです。これら批判した人たちは、科学的根拠がないとして退けられてしまいましたが、10年後には正しいことが証明されました。

アスベストの主要産出国であり、日本への輸出国でもあるカナダにおいて、アスベストを復活させようという動きが始まっています。トロント・スター紙は、「犬小屋からアスベストを引き出そうとする3千万ドルの連邦とケベックのキャンペーン」と評しています。カナダ国内のアスベスト産業で働いているカナダ人の数は6,600人です。この仕事を守るために、カナダは全世界の労働者の生命を危険にさらそうとしています。カナダは、クリソタイルは安全な取り扱いをしない場合にだけ危険が生じるのだと主張しているのです。

イギリスのことに戻りますが、1979年にアラン・ダルトンが、そして1982年に他の人たちが予測したとおり、1995年のはじめ、ついに労働者に大量の死亡者が出はじめ、政府の統計学者ジュリアン・ピート教授も認めることとなりました。ピート教授は、アスベスト死亡者は毎年1万人以上、2025年までには合計15万人に達し、アスベストはこれまでで最大の産業殺人者になると報告しました。この統計数字を発表した記者会見の場で、安全衛生局(HSE)は、建設労働者、なかでも、HSEによって最もリスクが大きいとされた補修労働者に対して、警戒を呼びかけるキャンペー

ンを行っていくと発表しました。この時点では、HSEは、アスベストの輸入禁止は計画していませんでした。

安全活動家たちによる、これは20年近く前に予測されていたことで、大量殺人は防ぐことができたはずであるという批判は、軽く退けられてしまいました。しかし、この10年前、HSEは、当時のHSEの最大のキャンペーンであったアスベスト警戒キャンペーンを、建設業界からの圧力によりやめてしまっていたのです。

## せめぎ合い

1996年のはじめのイギリスにおける重要な出来事は、建設業のある雇用者が、アスベスト規則違反による初めての禁固刑を受けたことでした。雇用者が禁固刑判決を受けた2番目のケースです。

1997年1月、フランスが、イギリスと同様の死亡者統計を発表した後、ほとんどのアスベストの使用を禁止しました。すでに、ドイツ、イタリア、オーストリア、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、オランダ、ルクセンブルグ、そして最近になってベルギーで、禁止が実施されています。

1997年2月、イギリスの安全衛生委員会(HSC: Health and Safety Commission, HSEの上部機関)は、政府に対して今後のアスベスト輸入を禁止するよう、また、HSEに対して建築物の所有者にアスベストの(使用状況の)調査を要求するようにアスベスト法を改定するよう勧告しました。

1997年3月、数百名の建設労働者とCSC(建

設安全キャンペーン)の支援者たちが、政府に対してアスベストの即時禁止を要求して、議会で行進を行いました。雇用者を代表する組織であるCBI (Confederation of British Industry、イギリス産業連盟)でさえも、政労使三者構成機関であるHSCにおいて禁止に賛成するようになりました。

1997年5月、政権が交代し、労働党の最初の公約のうちのひとつが、アスベストを禁止することでした。6月にも再度この約束を繰り返しています。

1997年10月、CSC (建設安全キャンペーン)とTGWU (運輸一般労働組合)は、イギリスのトニー・ブレア首相がカナダ首相に圧力をかけられ、その結果、政府とHSCは禁止導入について後退しているとの噂があると警告しました。伝えられるところによれば、カナダ首相はブレア首相に、アスベスト禁止を導入しなければ、狂牛病に感染した牛肉に対して手ごころを加えると申し出たということでした。

1998年2月、CSC等におかれてTUC (労働組合会議)がアスベスト禁止に向けた行動を求めて議会に対するロビー行動を開催しました。アメリカとブラジルからの発言者が私たちを激励しましたが、一方で、カナダの圧力が功を奏しているとの噂が蔓延していました。カナダ政府が世界貿易機関(WTO: World Trade Organization)に、フランスの禁止に対抗する提訴手続をとろうとしていると報告されました。WTOはGATTから派出した世界貿易協定による機関です。

## イギリスとEUにおけるリターン

1998年3月、アスベスト禁止を提案すると期待されていたヨーロッパ連合(EU)の科学専門委員会は期待にこたえることができませんでした。後にわかったことですが、カナダ政府がイタリアの大使館を通じて資料を提供し委員会を味方に引き入れていたようです。その資料はアスベスト企業のバイアスのかかったレポートで、カナダはEUの加盟国でもないのに、委員会ではこの業界のレポートを重視したのです。科学専門委員会は、このときには、代替物質の健康への影響に関して疑問の余地があるので、禁止の結論を出すことはできないとしました。

同じく3月、イギリスのHSCは、アスベストの禁止と建築物におけるアスベスト管理の強化に関する協議文書を検討するためのミーティングを行いました。イギリスでは、新しい安全法が法律化される前に公開の意見聴取手続(パブリック・コンサルテーション)が実施されなければならないことになっています。

2つの文書が用意されました。ひとつは禁止を提案するもので、もうひとつは、その代替案として急遽準備された禁止なしのものでした。EUの科学専門委員会の結論が遅れているとか、カナダをなだめているところだとかいう言い訳を使った政府の説得が功を奏して、アスベスト禁止に関する一切の動きが止められてしまいました。

HSCのミーティングの2日前に、カナダ政府がイギリスに圧力をかけていたことが、後

になって暴露されました。カナダの商店からイギリスの牛肉やその他の肉製品を除くよう命令していたのです。

3月の終わりになって、政府は再度アスベストを禁止する約束をし、今度は現在のEUにおけるイギリスの議長国の任期が終わる6月までに実行すると言いました。

4月5日、イギリスのジャーナリストたちがカナダ政府の費用持ちでカナダに招待されました。カナダのアスベストは安全だというレポートをイギリスの新聞・雑誌に書いてもらおうと、甘い誘いをしてきたのです。

ワーカーズ・メモリアル・デー（労働災害被災者追悼の日）の4月28日、MSF（製造業・科学・金融）労働組合のロンドン地区組織は、HSC本部まで抗議デモ行進を行い、禁止の即時実現を要求しました。

5月になって、ケベック州政府とケベック州のアスベスト業界にせきたてられたカナダ政府は、フランスとフランスのアスベスト禁止に関してWTOに提訴しました。

6月19日、カナダのウィンザーがん予防連合が、カナダ副首相に書簡を送っています。そのなかで、アスベスト貿易を擁護しようとしている政府の政策についての関心を示し、アスベスト死亡に対して政府が責任をとるよう要求しています。

6月30日、ロンドン、コペンハーゲン、シドニーのカナダ大使館前で抗議が行われました。この抗議は、WTOにおけるカナダのフランスに対する攻撃の中止と世界規模でのアスベスト禁止を求めて、建設労働者が組織し参加したものです。

6月になり、EUにおけるイギリスの議長国

の任期が終了しましたが、アスベスト禁止は実現していませんでした。

7月8日には、カナダとフランスを代表するEU代表の間で、WTOでの最初のミーティングがありました。

## 再度のリターン—禁止実現へ

7月には、イギリスにおいてまた禁固刑が言い渡されました、今回は農場主で、アスベスト不法廃棄による21か月の禁固刑でした。

8月、イギリス保健省の発がん性に関する委員会(CoC: Committee on Carcinogenicity)が「一般に使用されている代替繊維のほとんどはクリソタイルよりも安全である」と結論づけました。

8月20日、ロイターは、EUの産業委員会コミッショナーが7月24日付の手紙のなかで「委員会は、ヨーロッパ規模でクリソタイル・アスベストおよびアスベスト含有製品の流通および使用を禁止する提案の草稿を準備中である」と語っていると報じました。

9月4日、バーミンガム市中心部周辺にアスベスト廃棄物の袋300個を放置したとして1人の男が投獄され、5人以上に罰金が課せられました。ハザードキャンペーンの支援者と被災者支援グループが裁判所の前で抗議行動を行いました。

9月、イギリスのHSCはついにアスベスト禁止の協議文書を発行しました。そして、EUの科学専門委員会も最終的にアスベスト代替物質はアスベストよりも安全であると発表しました。

10月、フランスに対する提訴に関して、カ

ナダはWTOの紛争解決手続の公式の段階に進むことにしました。

11月、安全活動家ミック・ホルダー、私たちが日本におけるいくつかの集会で講演。ここで、国際的なアスベスト禁止、アスベスト作業に従事しなければならない労働者の防護対策の強化、管理の向上、家庭、職場、学校、病院からのこの毒物の安全な撤去、そして、この毒物により不必要に死んでいく人たちの完全な補償と援助支援、を訴えることになりました。

## 国際的な禁止実現に向けて

イギリス、そしてEUにおいて、アスベスト輸入禁止は目前にあるとはいえ、まだそれを手にしてはいません。すでに使用されてしまったアスベストをどうするかという問題がまだ残っています。私たちはこれからも、イギリス政府、ヨーロッパの政府その他に対し、WTOでのカナダの動きと闘い、いまずぐ輸入を禁止して、労働者の健康の防護を強化するよう圧力をかけ続けていくつもりです。

イギリスの安全活動家は、この問題をけっしてイギリスだけで解決し、その後は忘れてしまえばいいと思っているわけではありません。私たちは、世界中でこの毒物が製造され、使用されることがなくなる日を見届けたいといつも願ってきました。また、他の地域におけるキャンペーンへの支援も続け、アスベストの販売、とくに発展途上国における販売中止を求めていると考えています。

私たちはこのアスベストの国際市場の変革、廃止を願っているわけですが、同時に、

これによってアスベスト産業の労働者たちが職を失うことがないという保証をしなければなりません。次の雇用先が見つかるまでの全面的な経済的援助や再訓練の機会を与えるための基金がつくられなければなりません。産業界と政府は、これまでアスベスト産業から十分利益を得ているのですから、このための費用を支払うことはできるはずで

す。イギリスにおいて、なぜ政府と企業がこの産業虐殺を許し、労働者の適切な安全確保を怠ってきたのかを公式に調査することを、私たちは要求しています。そして、責任を負うべき人々を処罰すべきです。いかに労働者の命が、そしてその家族の命が、利益の追求のために軽んじられてきたかを示すのに、これほどよい例はありませんでした。

今日、こういう機会をもてましたことが、キラダストと闘っている皆さんのお役にたつことを願っています。

(本稿は、ミック・ホルダー氏が用意した原稿を翻訳したものです。見出しは編集部。)

### 注1 悪性中皮腫

肺を包んでいる胸膜(肋膜)、腹部を包んでいる腹膜にできたがんの一種で、その膜を中皮というのでこの名がある。もともと非常にめずらしい病気だったが近年非常に増加しており、その原因はアスベストと考えられている。

### 注2 アスベスト(石綿)肺

粉じんであるアスベストを吸うことでおきるじん肺。

# 石綿禁止をめぐる国際状況 全面禁止をすすめる大阪

## と 日本

### 禁止実現へ大きなチャンス

古谷杉郎氏



11/10集会には石綿対策全国連絡会議(以下、全国連)の古谷杉郎事務局長も参加し、日本での反対運動強化の重要性を強く訴えた。全国連では以下のような情勢分析のもと、今、日本が石綿禁止実現に向けステップを踏む大きなチャンスであり、アジア、発展途上国での国際的禁止運動の流れをつくるために一層の取り組みの強化が必要であるとしている。

ミック・ホルダー氏の報告を補完する意味で以下に古谷報告のアウトラインを紹介する。

#### A. 国際的な状況

##### インダストリアル・キラー

昨年9月、ILO(世界労働機関)の第9回国際職業性呼吸器疾患学術会議が、アジアではじめて京都で開催された。会議でもあらためて世界的にアスベスト問題に取り組むことの重要性が強調された。西ヨーロッパや北アメリカ、日本やオーストラリアでは、アスベストの使用は1970年代にピークに達し、現在、約8億人の人口に対し、毎年1万人の中

皮腫(胸膜や腹膜にできるがん)と2万人の石綿関連肺がんの発生があると予測されると報告された。珪肺を2015年までに撲滅する一撲滅できる、としているのとは対照的に、アスベスト被害はまさに現在、近未来の問題であると警告している。いまや、アスベストは最大のIndustrial Killerになっていると言っても過言ではない。

こうした状況を反映し、アスベストの製造、使用、流通を禁止しようという世界的な動きが大きく加速されてきた。

アスベストは主なタイプとして、クロシドライト(青石綿)、アモサイト(茶石綿)、クリソタイル(白石綿)の3つがある。有害性のより高い前二者の方から順に実際に使用されなくなり、規制された結果、現在市場に回わり問題になっているのはクリソタイル(白石綿)だ。

イギリスでは、クロシドライトの輸入禁止が1972年、アモサイトの輸入禁止が1980年、1991年にEC(欧州共同体)が法律でクロシドライトとアモサイトの全面禁止およびクリソタイルについても玩具等一定の用途向けの禁止を導入、イギリスでも1992年のアスベ



ト（禁止）規則でその内容が追加された。さらに、クリソタイルの全面（原則）禁止の導入に踏み切る国が増えてきている。

### フランス全面禁止の衝撃

フランスが1997年1月1日からついにアスベスト（クリソタイル）の全面（原則）禁止に踏み切った。EU加盟15か国中8番目になった（それ以前に禁止した7か国は、オーストリア、デンマーク、フィンランド、スウェーデン、オランダ、ドイツ、イタリア。EU未加盟のスイスとノルウェーの2か国も禁止）。

1998年に入って、2月にベルギーがアスベストの原則禁止に踏み切った（EU15か国中9番目）。クロシドライトとアモサイトの即時禁止、クリソタイルについても最長2002年まで（重工業設備等の摩擦材、高温・高圧工業用のパッキング・ライニング等が該当）に段階的に原則禁止する。さらに同じく2月、ECが、車両用のブレーキ・ライニングへのアスベスト（クリソタイル）の使用を段階的に禁止する法律を導入した。これらに先立ち、イギリス政府はイギリスがEU閣僚会議の議長任期を務める1998年前半（1-6月）のうちに、EUおよびイギリス国内におけるアスベスト（クリソタイル）禁止を導入する意向を表明した。

### アスベスト禁止は「貿易障壁」と巻き返し

このような動きに驚いたカナダ、ブラジルなど生産（産出・輸出）国とアスベスト企業は必死の巻き返しを図っている。パリに本部を置いていた国際石綿協会（AIA）は、フラ

ンスのアスベスト禁止によって撤退を余儀なくされ、カナダのモントリオールに本部を移し、昨年9月には「クリソタイル・アスベストの管理使用に関する国際会議」を開催するなどあわただしく動いている。

ベルギーやイギリスに対しても圧力をかけ、イギリスがアスベストを禁止したら、WTO（世界貿易機関）に提訴する、あるいは「狂牛病」のビーフの輸入を禁止する等と脅して、一度は（3月）イギリス国内における禁止導入計画の発表を挫折させたと伝えられた。そして今年5月28日、カナダ政府はフランスのアスベスト禁止措置を技術的貿易障壁（TBT）であるとしてWTOに正式に提訴するに至った。

カナダによるWTO提訴にもかかわらず、イギリスでは、8月18日に、HSC（安全衛生委員会、政労使三者構成）が、アスベスト（クリソタイル）の全面（原則）禁止を提案するという決定に踏み切った。ごくわずかな、期間限定付きの例外を除いて、アスベスト（唯一使用が認められているクリソタイル）を全面禁止するという提案だ。さらに、EUとしての禁止導入の準備があらためて本格化しており、9月15日、欧州委員会の科学専門委員会は、利用可能な代替品はクリソタイル・アスベストよりも有害性リスクが低いとする結論を下し、ヨーロッパの労働組合等は「これで最後の障害が取り除かれた」と歓迎している。

アスベスト禁止反対派は、従来からの「管理して使用すれば安全」、「クリソタイルは安全」という主張に加え、最近では「代替品の安全性が確認されていないのに禁止するのは問

題」という議論でEUを揺さぶっていた。しかし、アスベスト（クリソタイル）の危険性は明確で、「代替品はクリソタイルよりも相対的に安全」であることをあらためて確認するレポートも相次いでおり、フランス、イギリスやEUでの動きはこれらの科学的知見を踏まえたものだ。

### 生産、消費の動向

世界のアスベスト総生産（産出）量は、1970年代後半に約550万トンとピークに達した。その後は減少を続け、一度もちなおして1988年に約430万トンの第2のピークに戻したものの、現在では300万トン程度と思われる。

1991年の総生産量349万トン。生産国別内訳は、旧ソ連200万トン、カナダ67万トン、ブラジル21万トン、ジンバブエ16万トン、中国15万トン、南アフリカ15万トン、ギリシャ6万トン、インド3万トンなど（上位6か国で全体の約99%）。

これに対し、アスベストを禁止したフランスにおける直前の年間使用量は約5.5万トン、イギリスでは1997年には年間5千トンを割っている。1970年代に約80万トンと世界最大の使用量を誇ったアメリカでは、EPA（環境保護庁）によるアスベスト禁止の導入が手続の不備を理由に失敗させられてしまったものの、すでに年間2万トンほどに激減している。

ヨーロッパにおける用途は、85%がアスベスト・セメント製品、9%が摩擦材、残り6%が織物、シール材、ガスケットその他、とされる。イギリスでも約80%がアスベスト・セメント板と摩擦材とされており、前述の禁止

提案では、アスベスト・セメント板は全面的に禁止されることになる。

### 戦略的な「禁止反対」

つまり、現在の欧米の市場的価値はわずかなものなのだ。にもかかわらず、産出国が躍起になってアスベスト禁止を阻止しようとしているのは、残された巨大市場である日本や今後の市場拡大を狙っている開発途上国への波及効果を何よりも恐れるからだ。

韓国で、1993年に石綿織物製造労働者の肺がんが初めて労災認定され、昨年悪性中皮腫第1号が造船労働者で認定されたと伝えられる。台湾では、1980年代以前に世界トップシェアを誇っていた船舶解撤業に従事していた労働者の石綿肺を、厚生省が1996年に第1号認定。フィリピンでも、閉鎖された元スービック米海軍基地労働者に多数の被害が発生しているなどという情報が伝わりはじめた。

アスベスト禁止が日本を含めた国際的流れとなっていくのか、欧米等での被害がアジアや他の開発途上国で繰り返されるのか、きわめて重要な時期を迎えている。

禁止運動側では、IFBWW（国際建設・林産労働組合連盟）やETUC（ヨーロッパ労連）などの国際的な組織がアスベスト禁止促進の方針を表明するようになり、カナダのWTO提訴に対して国際的に抗議行動が取り組まれている。

### B. 日本における状況

#### アスベスト規制法制定運動

日本では、全国連が結成された1987年の

翌年の1988年の年間輸入量が320,393万トンだった（日本はほとんど全量を輸入）。使用（輸入）量のピークは1974年の352,110トンで、上述の世界の総生産量の推移と似たような経過をたどり、1988年は第2のピークとなった（図1、単位は万トン）。

全国連では、結成以来、当時はあまり知られていなかったアスベストの有害性と健康被害実態について広く訴え、アスベスト規制の強化とノンアスベスト製品への切り替え、既存建築物等に使用されているアスベストの安全な除去、被害者の救済と労働者、住民の取り組みの促進などに取り組んできた。

1990年1月「アスベスト対策の政策提言」を発表、アスベストの原則禁止を議員立法で実現しようと、「アスベスト規制法」制定運動に取り組んだ。集会、政党・各省への要請、各自治体議会での意見書採択運動、署名運動等を行い、1991年4月24日には63万人のアスベスト規制法制定を求める署名を提出した。1992年3月には「石綿の規制等に関する法律案要綱」、4月には「石綿の規制等に関する法律案」を作成し、12月3日に社会党（当時）からの議員立法で衆議院に提出された。

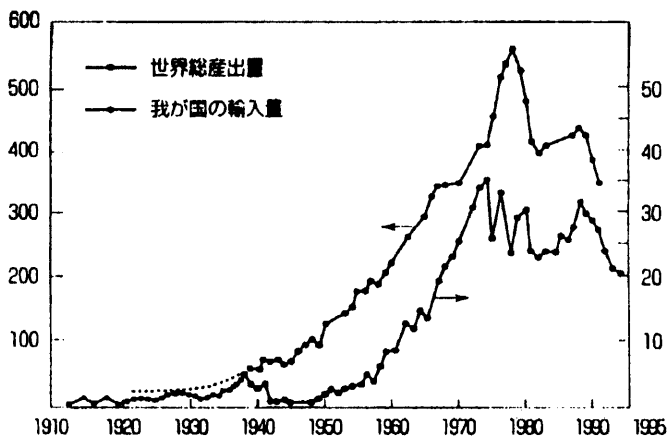


図1

しかし、第125臨時国会の会期末、議院運営委員会で自民党の反対により審議されずに廃案とされてしまった。

## 規制強化では前進

しかし、アスベストの危険性周知と潜在化していた被害者の掘り起こしを進める中で、労働組合や市民の取り組みを促進し、以下のようなアスベスト規制の強化を実現させてきた。

### ① 1988年の作業環境測定基準の改正

（作業環境におけるアスベスト粉じん管理濃度の基準値を5繊維/cm<sup>3</sup>から2繊維/cm<sup>3</sup>に—1991年には、日本石綿協会が作業環境におけるアスベスト粉じん管理濃度の自主基準値を1繊維/cm<sup>3</sup>にした）

### ② 1989年の大気汚染防止法の改正

（アスベスト製品製造工場の敷地境界における濃度規制10繊維/リットル、公害防止管理者の選任規定）

### ③ 1992年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正

（廃アスベスト等を特定管理産業廃棄物に）

### ④ 1992年の「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」

（1%超含有物に安全データシート（MSDS））

### ⑤ 1995年の労働安全衛生法関係政省令の改正

（クロシドライト・アモサイトの製造等の禁止—業界では1988年からクロシドライトを、1993年からアモサイトの使用中止）

(1%超含有物に曝露防止対策(名称等の表示、局所排気装置等の設置、作業主任者の選任、労働衛生教育・作業環境測定・健康診断の実施、記録の30年間保存)の義務づけ)

(発じんしやすい場所での対策として、湿潤化に加えて、呼吸用保護具・作業衣の使用)

(建築物の解体・改修等の作業前の使用状況等の調査および結果の記録)

(建築物の解体・改修等の作業時における吹き付け石綿の除去作業場の隔離)

(耐火・準耐火建築物の解体・改修等の作業時における吹き付け石綿の除去作業前の計画の届け出(労働基準監督署))

⑥ 1996年の労働安全衛生法関係政省令の改正

(退職後の健康管理のための健康管理手帳の交付対象業務に、石綿または石綿含有製品の製造・取り扱い業務を追加)

⑦ 1996年の大気汚染防止法の改正

(石綿が吹き付けられた一定規模の耐火・準耐火建築物の解体・改修等の作業前の計画の届け出(地方自治体)、作業基準の遵守の義務づけ等)

⑧ 1998年の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律告示の改正

(輸出入に当たって政府の承認が必要となる等の規制対象物質に廃アスベストを追加)

### クリソタイルには制限なし

しかし、クリソタイルに関しては、1975年の特定化学物質等障害予防規則の改正で、吹

き付けが原則禁止(全てのアスベストについて)されているほかは、使用制限はまったく行われていない。

このような積み重ねもあって、日本のアスベストの使用(輸入)量は漸減してきているとは言え、1997年現在、輸入量は176,021トン(ピーク時の半分)にのぼり、いまや孤立無援のアスベスト使用大国といってよい状況だ。輸入先は、カナダ(45%—1994年、以下同じ)、南アフリカ(25%)、ジンバブエ(14%)、ブラジル(5.5%)、ロシア(5.4%)などとなっている。

その用途は、不燃性、耐摩耗性などの特質を生かして工業原料として広範多岐にわたり、製品は生活領域のすみずみにまで及んでいる。石綿製品の種類は少なくとも3,000種類以上あったと言われるが、実際の製品数はよくわかっていない。

1995年度の使用状況では、93%が建材製品。その内訳は、平板スレート(42.1%)、スレート(20.6%)、押出成形セメント板(18.4%)、バルブセメント板・スラグ石膏板(5.2%)、石綿セメントサイディング板(4.3%)、その他(2.4%)となっている。建材以外の石綿工業製品には5.6%が使用され、自動車摩擦材(2.9%)、ジョイントシート(1.4%)、その他(1.3%) (図2)。

以前はあらゆる業種で使用されていたが、現在はほとんどが建材で使用され、またこれは、職場や家庭、生活の場、身の回りの建築物に大量に使われ続けているということでもある。20~40年間もの潜伏期間の後に発症することの多いアスベスト関連疾患は、あらゆる業種の労働者に発症する可能性があり

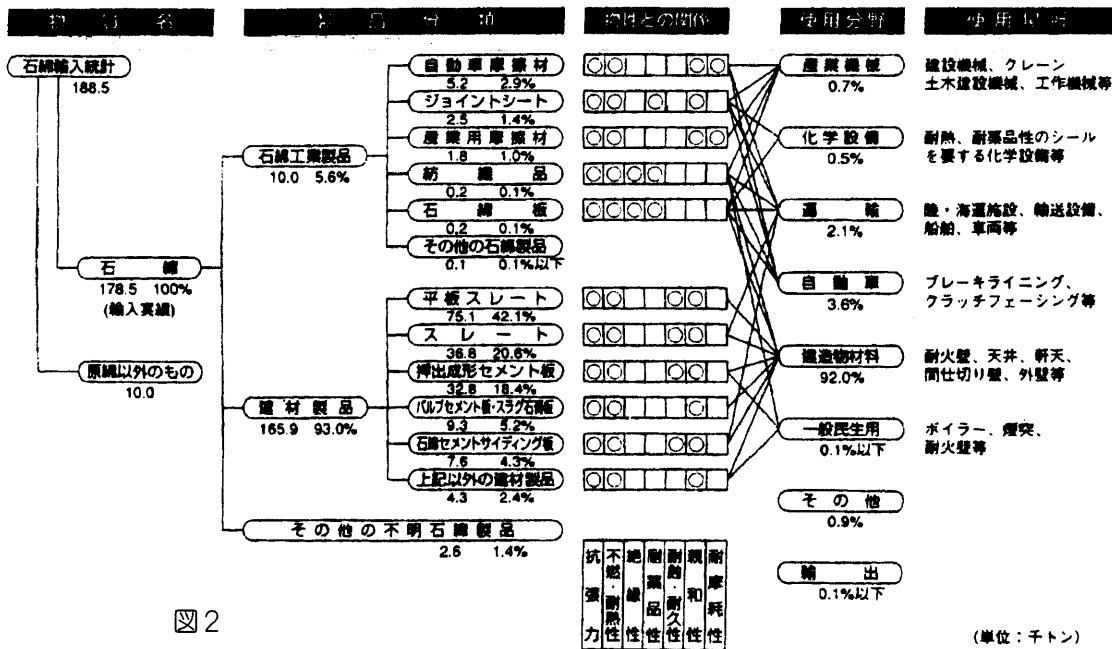


図2

(単位:キトン)

(現に発症しており)、今後最もリスクの高いのは建設、解体、補修に従事する人々と言えそうだ。

### 被害の数字は氷山の一角

職業病の認定件数でみると、アスベストによる肺がん・中皮腫は、1985年度以降2桁台になり、1992年度以降は20件をこえて、1996年度で27件となっている(石綿肺については、毎年千件以上にのぼるじん肺のうちのどれくらいを占めるか明らかにされていない)。これ自体、この間の各地での被害実態掘り起こしの成果だが、氷山のごく一角でしかないと考えている(全国連では、1990・1991年に全国安全センターと協力して全国14か所で「アスベスト・職業がん110番」を開設)。職業性曝露でない人々の被害の実態はまったくと言っていいほどわかっていない。

これまでの日本におけるアスベスト被害者による裁判(いずれも労働者にかかる損害賠

償請求事件)は以下のとおり。他に法廷外での和解も何件もある。④の事件では、被告会社に、退職労働者を対象にした労災保険給付に上積みする補償制度を作らせた。

- ①日本アスベスト訴訟一原告:元労働者1名と死亡労働者の家族、被告:日本アスベスト(株)、トムレックス工事(株)、建築(アスベスト吹き付け)作業による石綿肺、1980.3.6 東京地裁において総額8,019万円で和解
- ②長野石綿じん肺訴訟一原告:元労働者3名と死亡労働者の家族21名、被告:平和石綿(株)、朝日石綿(株)、国、アスベスト製品製造作業による石綿肺、長野地裁判決(国の責任は認めず)後1986.7.10 総額1億8,000万円で控訴取下和解
- ③菊地じん肺訴訟一原告:元労働者1名、1989.2.20 東京地裁において3,800万円と和解
- ④横須賀石綿じん肺訴訟一原告:元労働者8名、被告:住友重機械工業、造船作業によるじん肺(石綿肺)、1997.3.31 横浜地裁横須賀支部において総額1億400万円と和解
- ⑤大内石綿肺がん訴訟一原告:死亡労働者1名の家族、被告:住友重機械工業、造船作業による石綿肺がん、1997.10.17 横浜地裁横須賀支部において和解
- ⑥四国電力西条火力発電所事件一被告:死亡労働者1名の家族、被告:四国電力(株)、火力発電所元労働者の中皮腫ないし肺がん、1993.11.16 松山地裁に提訴、係争中

# ダイオキシンのお話

中地重晴 (環境監視研究所)

その5

前回ダイオキシンの発生源についてお話ししました。日本では廃棄物の焼却炉が最も多いことと、とにかく燃焼する行為そのものが、ダイオキシンの発生に関係していることが理解してもらえたと思います。総合的なダイオキシン対策のためにはダイオキシンの発生源を洗い出し、一つ一つ減らしていく努力が必要です。

## 大気中のダイオキシン濃度は世界一

今回はダイオキシンの環境中の濃度についてお話しします。

まず、大気中のダイオキシン濃度ですが、

表1のように世界各国で測定された結果を見てください。あまり、測定例が多くなく、また測定された時期も違うため、単純に比較することは難しいです。しかし、一番右端の最大濃度で比較すると、日本の大都市や工業地域のダイオキシン濃度が最も高いことがわかれると思います。

環境庁は大気中のダイオキシン濃度の目標値を $0.8\text{pg}/\text{m}^3$ と定めていますが、測定結果によると、大都市部や工業地域では目標値を上回るダイオキシン濃度が観測されています。大阪市や堺市、吹田市などでの測定結果は $1\text{pg}/\text{m}^3$ を超えている場合もあります。ダイオキシンの排出源は焼却炉の排ガスですから、

表1 各国における大気中の(PCDD+PCDF)濃度

| 国名     | 地域         | 年または年度  | 濃度( $\text{pgTEQ}/\text{m}^3$ ) |
|--------|------------|---------|---------------------------------|
| 日本     | 工業地帯近傍の住宅地 | 1990~94 | 0.10~1.30(0.59)                 |
| 日本     | 大都市        | 1990~94 | 0.02~1.76(0.53)                 |
| 日本     | 中都市地域      | 1990~94 | 0.01~1.36(0.47)                 |
| 日本     | バックグラウンド地域 | 1990~94 | 0.00~0.32(0.06)                 |
| アメリカ   | 都市域        | 1989    | 0.08~0.18                       |
| アメリカ   | 農村域        | 1989    | 0.05                            |
| ドイツ    | 工業地域       | 1994    | 0.15                            |
| ドイツ    | 都市域        | 1994    | 0.07~0.35                       |
| ドイツ    | 農村域        | 1994    | 0.03~0.07                       |
| イギリス   | 都市域        | 1993    | 0.04~0.10                       |
| スウェーデン | 都市域        | 1991    | 0.024                           |
| スウェーデン | 郊外域        | 1991    | 0.013                           |

( )内の数字は平均値。

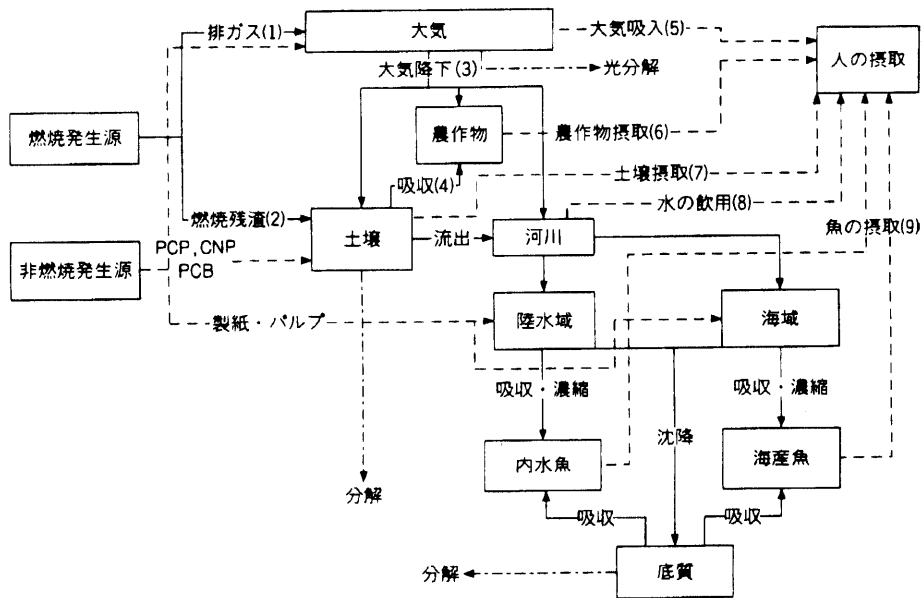


図1 ダイオキシンの環境挙動と人体への主要な暴露経路

清掃工場周辺部では高濃度の場合も考えられます。環境庁は排ガスの拡散倍率を20万倍として評価しています。土壌中のダイオキシン濃度から評価するとせいぜい数千倍程度にしか拡散しないという研究者もいます。

### 水系のダイオキシン濃度

次によく質問されますが、河川や湖沼のダイオキシン汚染の可能性ですが、焼却炉の排ガスから大気に拡散されたダイオキシンは雨などによって地面に降下し、河川から海へと流出します。

図1に示すとおり最終的には海で蓄積されることになります。ダイオキシン類は水には溶けにくく、油に解けやすいため、河川水中の濃度はかなり低く、ほとんどがにごりの成分中に含まれています。そのため、浄

水処理をした水道水ではさらに低い濃度でしか検出されていません。水道水中のダイオキシン濃度の測定例を表2に示します。

### 土壌中のダイオキシン濃度

先週、ダイオキシンの土壌中の環境基準が環境庁によって発表されました。

1000pg-TEQ/gという値ですが、基本的にはドイツの基準と同じです。図2に日本での測定例を示しますが、環境庁は汚染されていない都市部の土壌の目安を20pg/gとしていま

表2 飲料水中の(PCDD+PCDF)濃度 (pgTEQ/l)

| 採取場所        | PCDD    | PCDF | トータル    |
|-------------|---------|------|---------|
| 滋賀県長浜市(井戸水) | 0.018   | N.D. | 0.018   |
| 滋賀県長浜市(水道水) | 0.00013 | N.D. | 0.00013 |
| 大阪府枚方市(水道水) | 0.0011  | N.D. | 0.0011  |
| 大阪府枚方市(水道水) | 0.00099 | N.D. | 0.00099 |
| 大阪府大阪市(水道水) | 0.0013  | N.D. | 0.0013  |
| 大阪府大阪市(水道水) | 0.0015  | N.D. | 0.0015  |

N.D.: 検出限界以下。

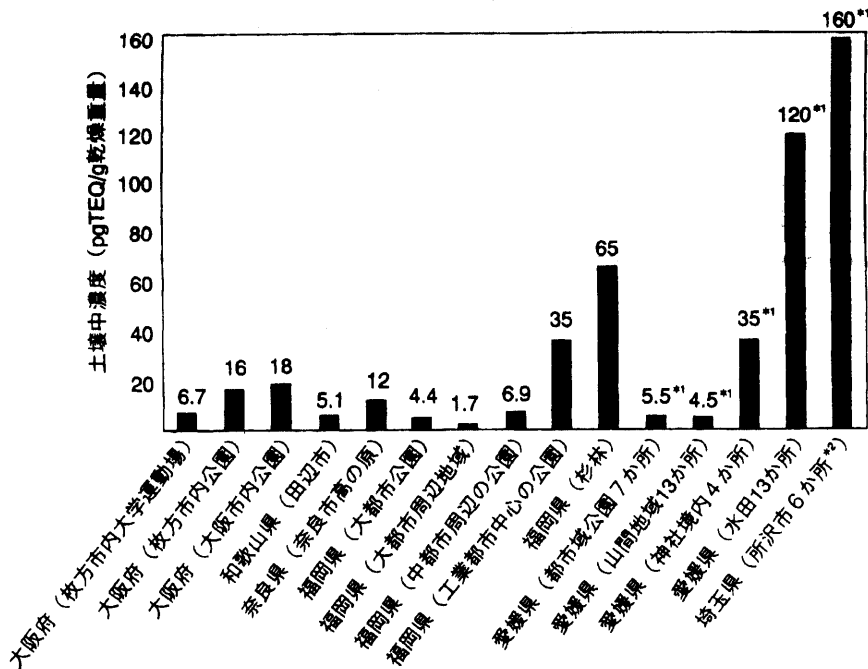


図2 日本各地における土壤中 (PCDD+PCDF) 濃度

\* 1 : 中央値、\* 2 : 産業廃材焼却施設から100～900 mの周辺地域

す。産廃焼却炉の周辺での汚染が目立ちます。先日和歌山県が発表した橋本市菖蒲谷の処理場内の土壌からは最高1700pg/gのダイオキシンが検出されています。また、今年4月問題になった能勢町の豊能美化センターの周辺土壌はさらに5800pg/gとさらに高い濃度を示しました。能勢では大阪府が汚染土壌の処理を行なうことを約束していますが、まだ調べられていないだけで、焼却炉周辺にはホットスポット的に高濃度のダイオキシン汚染の存在する可能性は高いです。今後、これらの汚染原因を究明し、対策方法を確立していく必要があります。また、今回の土壌環境基準は清掃工場や処分場周辺は対象地域から除外されており、ダイオキシン対策を進めていくうえでは基準を示す必要があります。

先日東京都日の出町谷戸沢処分場の周辺土壌のサンプリングに付き合いましたが、最高約230pg/gのダイオキシンが検出されました。日の出町の場合焼却灰が飛散して周辺土壌を汚染していると考えられます。同じようなことが全国各地で起きている可能性もあるので、調査の必要性があると思います。

(つづく)



# 前線かろ

## 東海技研労災解雇事件

### 地労委審問、結審。

#### 茨木労基署が労基法、労安法違反で書類送検。

ユニオンひごろ

大阪

愛知県名古屋に本社を置く屋根工事業の東海技研の組合員清水修さんへの労災解雇に対して、ユニオンは5月大阪府地方労働委員会に団交拒否、不当解雇等で救済申し立てを行い、組合側証人は当該含め2人、会社側証人は3人で計4回審問が行われた。

#### はちゃめちゃん答弁書

地労委へ答弁書も出さず調査にも出席せず、で7月9日の強制捜査後態度を変えてきた会社は、弁護士も入れようやくあのはちゃめちゃん答弁書を携え、審問にはいつていただいた。

会社答弁書は解雇については、清水さんは、日雇いであり休業後再雇用した（月給制やし、日雇いならクビにせんでもええ）、暴力をふるう（勤務時間外社

外での個人的なこと）、けがは班長の指示を受けず勝手に瓦を切った（瓦の切り方までおしえてくれた）、災害補償はしている（傷害保険で？そういう問題ではない）、などなどあいた口がふさがらないしろもの。

団交拒否については「不慣れであってどうすればよいか、時間的猶予がほしい……」などと恥ずかしい弁明に終始。

7月30日の清水主尋問はこれら会社答弁のデタラメさをひとつひとつ明らかにした。8月28日の反対尋問は会社弁護士が事実の食い違いに目を白黒させ短時間に終わり、団体交渉拒否については一切触れずであった。弁護士もあのはちゃめちゃん答弁書（この弁護士が書いたものではない）にはさわりたいくないのね。

不自然がいっぱい

そして10月16日第3回審問は会社側主尋問で、清水さんの労災被災時の現場班長と、「暴力」を受けたという岐阜の工事主任、そして今回の件では大阪支店長に指示をしていたと思われる岐阜支店長の3名が証人となった。尋問は瓦切断の指示せず、暴力ふるう、自身で労災申請をやめたなど、解雇の正当性を並べた。

あらら「労災保険は入ります」

そうしながらも、岐阜支店長は「他支店なら職場復帰してもらっていい」と述べた。解雇に正当性があるとしながらなんでや。また、「労災保険は入ります」と胸はっておっしゃった。11月27日は組合側反対尋問。ところが肝心のいさかいの相手の証人が出席を拒んで出てこず。尋問は岐阜支店長に集中。いやはやいろんなことしてくれる。

支店長はの証言は答弁書との食い違いをみせ、ここという場面で「私は労務にタッチしていない、労基法

法違反の刑事事件もにらんでの闘いだが、12月3日に茨木労働基準監督署は大阪支店長を労基法違反で、会社と社長を労安法違反で大阪地検に書類送検した。

次回は一旦調査が入られるが、社会的制裁も含め本当の反省を示してもらおうよう期待したい。

組合は何よりもこれまで不当不正をまっすぐ訴え続け、当たり前だけどなかなか声に出せない労働者に代わって立ち上がった清水組合員の勇気に答えていきたい。

岡崎栄子

(ユニオンひごろ書記次長)

グルのかどに足をぶつけたものだった。その事故と骨髄炎、そして今回の大腿切断は一連のもので、当然労災保険で補償されるべきものだった。なぜ労災で治療していなかったのですかと聞くと、会社が労災保険に加入手続きをしていなかったのが当然、労災ではみてもらえないと思っていて、はじめに行った！大病院でも「会社が労災に入っていないので」と主治医に言ったところ、「それじゃしかたがないな」とそのままに

## 労災報告怠った容疑

### 東海技研を書類送検

茨木労働基準署

大阪の茨木労働基準監督署は三日、労災保険を請求しようとした社員を不当に解雇したとして、屋根工事業者の東海技研（本社・名古屋市中区）の大阪支店長（五十）を労働基準法違反容疑で、労災事故の報告義務を怠ったとして同社と社長（五十）を労働安全衛生法違反容疑で、それぞれ大阪地検に書類送検した。

調べによると、同社は労災保険に加入しておらず、大阪府高槻市で屋根補修中にけがをした大阪支店の男性社員（四十）が四月に労災保険を申請しようとしたところ、支店長が、労災から復帰後二十日間は解雇できないとする労基法の規定に反して解雇した疑い。同社はこの事故と別の労災事故一件についても所轄の労基署に届けなかった疑い。

朝日 98.12.8

も知らない」と正直に答えてくれた。ほんで最後に解雇した社員を戻すことは解雇がまちがっていたということだと認めた。

### 解決に向かって

今回はまさに異例づくめの地労委だった。地労委は、労基法違反、労安

## 5年目の労災請求

### 骨髄炎から左足大腿切断

豊中

10月の終わり頃、安全センターに最近足を手術で切断した男性Aさんから相談電話がかかってきた。「工場で仕事中にアングルで左足の脛を突いてけがをした。ほんの小さな傷だったけれど、骨がみえていた。簡単な処置で傷口をふさいでいたがよならず、病院にかかって、そのあと骨髄炎を起こして、ずっと

治療をしていたが、今年、大腿切断しなければいけなくなった。無料法律相談で弁護士さんに相談したら、安全センターを紹介されたので電話しました。」

センターに早速きてもらい事情を聞くと、Aさんの事故は、豊中の小さなアルミニウム加工の工場です。仕事で鋼材のアン

なっていたというのだった。後日、1大病院でカルテの写しをみせてもらうと、初診の問診で簡単ではあるがきちんと、仕事でぶつけたケガであることが記載されていた。

労災保険は会社が加入手続きをしているかどうかにかかわらず給付されること、療養補償給付、休業補償給付は時効が2年であり、今日の夜中の12時に2年前の今日の分の請求権が消滅すること、だから一日も早く請求手続きをとる必要があることを説明した。その場で管轄の労基署に電話をし、すぐ労基署に行くことにした。療養、休業補償の請求をするためである。そうしないと、日延べしたその日数分だけ補償請求権が消滅するからだ。

こういう場合、労基署で請求用紙を手に入れ、その場で自分の名前、住所などを記載して請求行為を行う。労基署は受付印を押した上、書類不備を理由に請求した本人に請求用紙を返す。そこであらためて各証明をとりにかかれればいい。こうして時効を止めるので

ある。

労基署としては電話やファックスなどでもこうした措置をすべきだが、それでもいいよという場合はほとんどないのが現状で、この点はぜひとも是正してもらいたいものだ。とにかく、Aさんも労基署の窓口でそうしたやりとりをしたあと、その後何日かかけて安全センターの担当者といっしょに会社、病院の順番で直接話をしてまわった。

まず、会社におもむき社長に労災保険加入手続きをするように要請した。労基署から事前に説明をきかされていたこともあり、簡単に了解し、数日して加入手続きが完了、会社の労働保険番号が決まった。このようにすんなりいくことはあまりないが、すんなり行かない場合でも、会社の証明や労働保険番号なしで請求書を出してしまっ、そうした作業を労基署に任せればいい。ただし、労基署にまかせても余計に時間がかかる場合もあるのでこれはケースバイケースで判断する必要がある。労基署も忙

しいらしいし、お役所なんか「へ」とも思っていない会社も多いのである。

労働保険番号と会社証明を記入した請求用紙をもって、今度は、かかった二つの病院にでかけて主治医や労災事務担当者に面談し、理解と協力を求めた。幸い、現在、治療に当たっている主治医はこころよく話を聞いてくれ、この病院で証明をもらう必要のある請求用紙をあずけて3週間ぐらいして証明済みの用紙があがってきた。患者にとっては大切な書類なのに1週間以上またせる病院が多いのにはいつも閉口する。

次に、はじめの病院の1大病院に同じことを頼みに行った。ここで少し問題になったのが医療費すなわち療養補償をどこまでさかのぼって請求するかということだった。

療養補償請求は、労災指定病院にかかった場合は5号様式の用紙を用いて病院経由で請求する。非指定病院にかかった場合は7号用紙を用いて、患者本人が直接労基署に請求する。ただ注意が必要なのは、両者で

実際上の時効の取り扱いが異なることだ。

説明は省くが、前者のいわゆる5号請求の場合、病院が労災保険の方へかかった医療費を請求する形になり、その取引上の時効は3年となる。後者の場合は、2年である。Aさんのケースはすでに社会保険で処理されているため、労災保険に請求し直すのだが、1大病院は当然、指定病院なので3年の時効にかからない期間について5号で請求し直せばいい。この方が時効

にかからない期間が7号請求より長いので、本人が負担してきた部分も結果的に多くもどってくることになるのである。

保険請求上の1点単価は社会保険は10円、労災保険は12円であるから、病院にしてもその分また収入が増えることになる。が、1大病院はなぜか「7号でやって下さい」というのであった。計算すると、7号請求した場合、捨てることになる本人の負担額が少額だったので病院の申し出を

了解することにはしたのだが・・・。

12月に入ってようやく各補償請求用紙の提出を完了することができた。相談にこられて丸1ヶ月がたっていた。労災であることが明白なケースでもあり労基署には早期支給決定を強く求めている。むしろ障害補償についても請求予定だ。

いまAさんは一日も早い支給決定＝労災認定を心待ちにしている。

## 全地域協で地域安全衛生講座など

### 連合大阪

### 大阪

連合大阪労働安全衛生対策会議は、各地域における安全衛生講座の開催など、99年の年間活動計画の概要を決めた。ナショナルセンターが地域ごとに組織的な安全衛生講座を開催するのは、連合発足前を含めて初めてのことで、実現すれば画期的なことと言えよう。

当初、同会議では地域安全衛生講座をモデル地域を指定して開催することを計

画していたが、単産の壁を超えて、広く地域の労働組合の安全活動家の交流を図ることを目的にしたものに切り替えることとした。そのため、連続講座方式よりも、半日計画の学習会で、大阪の7地域協議会で各1回開催を目処としている。

単産、単組によっては、独自の労働安全衛生講座を開催している例もあるが、ほとんどはそうした機会も

ないため、現場の安全担当者からかねてより連合組織での開催の要望が高かった。「安全」といえば「ゼロ災害」などの官製スローガンが普通になってしまっている現在、労働組合が職場で労災防止のために何をするか、改めて追求しなければならぬ課題である。安全センターは、この取り組みに積極的に協力する予定である。

# 1998年年末一時金カンパへの ご協力のお願い

各位におかれましては、労働者・市民の諸権利を守り発展させる様々な取り組みにご奮闘のことと存じます。深く敬意を表しますとともに、日頃の私ども関西労働者安全センターへのひとかたならぬご支援、ご協力に厚く御礼申し上げます。さて、そうした皆様のご支援をいただきながら重ねてカンパのお願いをいたしますことはまことに心苦しい限りではありますが、何卒ご協力のほどをお願い申し上げます。

本年度も安全センターの活動を通して会員、購読者の拡大に努力を積み重ねて参りましたが、増減相半ば、微増というところに止まらざるを得ませんでした。また昨年度100万円を超える大幅な赤字を計上しており、今年度はいっそう厳しい財政状況となっております。そうした実状をご参酌いただき、皆様の絶大なるご支援を切にお願い申し上げる次第です。

厳しい1998年も押し詰まってまいりました。労働基準法改悪に象徴されるように労働者の諸権利、そして「いのちと健康」が軽視される状況が残念ながら深まってきました。安全センターへ寄せられる相談にもそうした傾向は明確に表れています。派遣、パート、外国人労働者などのいわゆる不安定で組織されていない労働者の問題にとどまらない状況もあります。労働基準法改悪に続き、労働者派遣法も改悪されようとしています。一連の法改悪によって現在の権利侵害の実態が追認されいこうとしていることは明らかで、改悪を許さない取り組みがいま切実に求められております。

機関誌などを通じて報告しておりますように安全衛生、労働災害・職業病に関わる様々な問題も山積していますが、各労働組合・被災労働者・専門家と協力して、ひとつひとつ解決し前進をかちとっていくべく今後もがんばる決意です。労働者の基本的権利としての「いのちと健康」をすべての労働者の基本認識とし、法制度、行政・企業のあり方を抜本的に改善させるために全力で取り組んでゆきたいと思えます。

皆様のかかわらぬご支援を訴えます。

1998年11月

関西労働者安全センター運営協議会  
議長 岡田 義雄

郵便振替口座 00960 7 315742  
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284

## 10, 11月の新聞記事から

10/2 オバ-ステイで東京入管に収容中に死亡した1人男性の両親が死因は職員の暴行として国に9300万円の賠償ととも東京地裁に提訴。

お茶くみ拒否を理由に埼玉県与野市社会福祉協議会から解雇された元女性職員が解雇撤回、給与の支払いを求めた裁判で浦和地裁は原告の主張を認め、解雇の撤回と1468万円の支払いを命じる判決。

10/6 テレビから出火して二女が死亡した夫婦が製造元のメーカーに損害賠償を求めた裁判で一審判決の3倍の金額で和解。

労働者派遣を原則自由化する労働者派遣法改悪法案を政府が閣議決定し国家に提出。

10/7 東京の芝信用金庫の男性組合員4名の昇格、昇進差別問題で東京地裁は中労委命令を取り消し、差別是正を命じる判決。中労委は昇格試験の成績を理由に救済を否定する命令を出していた。

10/8 東電の柏崎刈羽原発の格納容器内の集水ますから高放射能を帯びた排水が床にあふれ出した。

10/9 使用済み核燃料輸送容器のテストが実用容器でも行われていたことが判明。

元従軍慰安婦損害賠償訴訟で11人女性46人の請求を東京地裁が棄却。

生活保護費からの学資保険の積み立てに対する保護費減額処分を取り消す福岡高裁判決。

10/14 大阪府羽曳野市の建築資材リース会社堺工場で天井の底にたまった水除去作業中に、2名が溶剤中毒死。

労働条件の改善を求めて活動したことを理由に解雇された福岡県古賀市の吉福運送のトラック運転手が会社側を相手取って地位保全と賃金の支払いを求めた裁判で福岡地裁が原告の主張を認める判決。

10/15 能勢町イナツ問題で公害調停開始。

96年度に日本で排出された温室効果ガスの排出量が過去最悪の量になったことが政府報告書でわかった。

10/16 能勢町イナツ汚染で問題となっている豊能郡美化センターの南側の府立能勢高校で教職員、生徒80人に健康調査実施。

10/17 大分県佐賀関町で非番召集出勤中の消防署員が川に転落、死亡。

10/18 伊豆半島の近場で旅客列車が脱線、41名死亡、80名死亡。

10/19 東大阪市教育委員会が来春の情報公開条例施行に備え幼稚園、小中学校の指導要録の書き換えを校長らに指示。

10/20 北海道小樽市沖で長崎県の釣り漁船幸運丸が転覆、乗組員3名が不明。

ドイツの連立政権協議で社会民主党と緑の党が原子力発電廃止で基本合意。

10/22 岐阜県関市の鶏肉会社で作業中にくも膜下出血で死亡した男性の妻が関労基署長の行った遺族補償給付の不支給処分取り消しを求めた裁判で名古屋高裁は過労死と認定し国の控訴を棄却。男性が死亡したのは1986年3月4日で死亡前には鶏解体ラインに従事一日約一万羽を処理していた。一審判決では年間実労働時間が当時の平均的労働者の約1.7倍にあたる3677時間だったとして過労死と認定していた。二審判決では、立ち続けの作業や寮生活の精神的、肉体的負担に言及。

10/27 9月の有効求人倍率が最低の0.49倍を記録。

愛知県の岡崎国立共同研究機構基礎生物学研究所でお風呂のお茶を飲んだ女性2名と男性2名が気分が悪くなり救急車で病院へ。アフラトキシンを検出。

10/30 福井県内の村田製作所系列5工場敷地内の地下水から環境基準の最高6400倍のトリクロロエチレンが検出されていたことが判明。

11/2 京都府が長岡京市の村田製作所本社敷地の井戸から環境基準の14.3倍のトリクロロエチレンを検出したと発表。

福島県の佐藤栄佐久知事は記者会見で、東京電力が福島第1原発で導入を目指すプルサーマル計画について、「現在の原発と同等の安全性が認められる」として計画同意の方針を明らかにした。

11/6 埼玉県狭山市の大日本印刷狭山工場で火災発生、21時間後に鎮火したが、焼け跡から火災通報で駆けつけた同社の保守点検関連会社の従業員川端健一さんが遺体で発見。

11/9 石川県の村田製作所系列の3工場敷地内の浄化対策用井戸からトリクロロエチレンが最高で環境基準の3867倍の116ミリアグラムも検出されていたことが判明。

11/12 広島県は9日に現場建設現場のリフト配線工事後下山中に熊に襲われ、かおなどに2、3週間のけがを負った広島市の電気工事会社社長の治療費を「リフトマ傷害保険制度」に基づき損害保険会社に請求すると発表した。熊の生息する県内8町村が掛け金を負担して昨

## 10, 11月の新聞記事から

年10月発足して以来初めての適用。

11/13 岡山県の核燃料サイクル開発機構「人形峠環境技術センター」精錬転換施設で六ふっ化ウラン吸着材の交換作業をしていた作業員1人が手のひらや鼻孔内を放射線物質で汚染。作業員は手袋やマスクを着用していなかった。

11/15 沖縄県知事選挙で普天間基地の代替策として軍民共用空港建設と県内移設容認の稲嶺恵一氏が太田昌秀氏を破って当選。

11/17 午後6時40分頃発生した和歌山県白浜町の旅館「天山閣」の火災は、18日午前6時頃まで11時間続き鎮火した。宿泊客など53人が無事避難。消火活動にあたった白浜町消防団員1人が右ひざ捻挫、白浜消防署員2人も顔などに軽いやけどを負った。

11/20 喫煙による健康被害の治療のために州が余分な医療費を払わされたとして、全米各州が大手たばこ会社に損害賠償を求めた米たばこ訴訟で米州司法長官連盟は、総額2060億ドルの和解案に全州の合意を取り付けたことを明らかにした。たばこ訴訟をめぐるのは昨年6月に和解合意していたがその後合意が破棄され新たな和解交渉が行われていたもの。

11/21 徳島市中浜の国道55号交差点で交通事故を処理中の徳島東署交通1課の坂東薫巡查部長と同2課の斉藤卓也巡查部長が建設会社従業員の軽乗用車にはねられ重傷。

11/22 京都市東山区の丸出入り口を清掃中の丸出従業員島万里子さんが、運転を誤って突っ込んできた軽自動車にはねられ、出血性ショックで死亡。

11/24 環境庁の「土壌中のダイオキシン類に関する検討会」中間報告の暫定指針で土壌中のダイオキシン濃度を欧米基準並の1グラムあたり1000ピコグラムとしたのにたいして、大阪府能勢町では住民から「より規制強化が必要」などの注文が相次いだ。

11/25 大阪市職員が市議の海外視察に同行した際の日程や訪問先の記録公文書を市民が公開請求したところ、すべて非公開とされたことがわかった。日程などはすでに議会機関誌で公表されていた。

長崎県伊王島町の日鉄鉱業の旧伊王島炭坑で働きじん肺になった元従業員と遺族計23名が同社に4億8千万円余の賠償を求めた裁判で長崎地裁は原告全員に総額2億6400万円の損害賠償を命じる判決。

11/26 大阪市中央区千日前の木造平屋の空き家から出火、周辺の店舗や住宅、15棟約680平

方を焼き1時間後に消火された。消防署員1名が消火機材が足に当たり軽傷。

11/27 自民党環境部会小委員会は、水俣病の原因企業、フジの経営を補償金支払いが圧迫している問題で、国がフジ全株式を取得しフジは株式の売却益を債務返済に充てるとする試案を了承した。

和歌山県は橋本市の「日本工業所」の産廃中間処理場に埋め立てられた土壌から、最高1グラム当たり1700ピコグラムの高濃度ダイオキシン類を検出したと発表、調査結果を踏まえ専門家による検討委員会を発足させると表明した。

午前11時半頃神戸市兵庫区の建設中の市営地下鉄海岸線の地下倉庫工事現場で天井部分を支えていた鉄パイプがくずれて、作業員14人が約10センチ下の地下2階床面に転落する事故があり、作業員の1人が意識不明の重体、5人重症、8人が軽いけが。

午後1時50分頃、プロ野球ソフトボール編成部長三輪田勝利さんが那覇市の週間賃貸マンション11階から1階のひさしに落下し、全身打撲で死亡。沖縄水産高校の新垣投手の功外交渉に訪れていたが、交渉は難航中だった。那覇署は自殺と見て捜査。

11/28 佐賀県七山村の下水道工事現場で土砂崩れ、工事関係者の男性2名が死亡。

11/29 午後0時10分頃、富山県新湊市の化学製品メーカー「燐化学工業」で赤錆製造プラントの硝酸処理外が爆発し、鉄骨スラブ3階建て工場の屋根や壁の一部が吹き飛び、社員1人が爆風で飛ばされ全身を強打し死亡。他1人が顔にやけどの重傷を負った。

11/30 大阪市東淀川区の淀川クリト教病院は、新生児の重度脳壊死や無脳児などの致死性的奇形児のケースへの過剰な治療にかえて、痛みを取る緩和治療をおこない、家族の希望があれば両親に抱かれて死を迎える「看取りの医療」の実施を認める「倫理的、医学的意志決定のガイドライン」をまとめた。看取り医療実施を盛り込んだ指針は国内初めて。

中央環境審議会は環境汚染低減のため事業者には化学物質の排出量の報告を義務づける制度を法制化するべきだとする中間答申をまとめた。環境庁は時期通常国会に法案を提出予定。

日立・尾張旭工場の労働者3名が賃金差別などの救済を求めた事件で愛知県地労委は会社の不当労働行為を認定し救済命令。

腰痛予防に腰部保護ベルト - **楽腰帯** をどうぞ

らくようたい インナー&アウタータイプ

**Relief** (リリーフ) インナータイプ

楽腰帯は腹圧効果で腰への負担を30%軽減。  
特徴は、①すぐれた腹圧効果 ②骨盤補強効果  
③運動性と快適性



| 種類     | 型 | 色     | サイズ                 | S    | M     | L     | LL    | LLL    |         |
|--------|---|-------|---------------------|------|-------|-------|-------|--------|---------|
| らくようたい | 男 | DR-1G | 黒/白                 | ウエスト | 72-80 | 80-88 | 88-96 | 96-104 | 104-112 |
|        | 女 | DR-1L | 黒/白                 | ウエスト | 56-64 | 64-72 | 72-80 | 80-88  | -       |
| リリーフ   | 男 | リ-フG  | グレー・ブルー<br>- (ツートン) | ウエスト | 72-80 | 80-88 | 88-96 | 96-104 | 104-112 |
|        | 女 | リ-フL  | ベージュ                | ウエスト | 56-64 | 64-72 | 72-80 | 80-88  | -       |

(頒価) 5,700円 (送料別) ■種類、型、色、サイズを指定してご注文下さい。ミドリ安全(株)製  
宇土博医師考案  
■パンフレットあります。 関西労働者安全センター TEL.06-943-1527 FAX.06-943-1528

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

|               |  |         |
|---------------|--|---------|
| 1部            |  | 200円    |
| 年間定期購読料(送料込み) | 1部   | 3,000円  |
| 〃             | 2部   | 4,800円  |
| 〃             | 3部以上は、1部につき                                  | 2,400円増 |
| 会員購読料         | 安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増 |         |

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

**国際印刷出版研究所**

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL. 06 (551) 6854 FAX. 06 (551) 1259